

総基料第 132 号
令和元年 9 月 25 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 31 年度の接続料の改定等）について」（平成 31 年 3 月 28 日諮問第 3115 号）に関し、「NTT 東日本・西日本に対し、網終端装置の本来のメニューである C 型等により円滑なインターネット接続が実現できていることの説明がメニューごとに区分した網終端装置の利用状況などの関連データの提供とともに NTT 東日本・西日本から定期的に行われるよう、要請すること」とする旨の答申（令和元年 6 月 21 日情郵審第 8 号）がなされたことに加え、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年 9 月 25 日公表）において、網終端装置に関して総務省において継続的にフォローアップを行うことが妥当とされたことを踏まえ、下記の事項について対応及び報告を求めることとし、その旨を要請する。

記

1 NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する対応

貴社におかれては、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、実際の通信量の状況等を確認しつつ、適時適切に網終端装置の増設基準を見直すなど、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な対応を継続的に行うとともに、総務省や審議会等の求めに応じて必要な情報提供を行うこと。

2 網終端装置の利用等についての状況把握・検証のための報告

網終端装置の利用状況等に関して、次の①から④までに掲げる事項について、毎年度経過後、速やかに報告すること。なお、当面は、毎半期経過後においても、速やかに報告すること。

- ① NGNにおけるインターネットトラフィックの動向
- ② 地域・事業者ごとの網終端装置におけるインターネットトラフィックの動向（帯域使用率※）
※ 数値が高い場合、その理由及び対応方針についても報告すること。
- ③ 事業者ごとの各メニューにおける網終端装置の利用状況（設置台数）の動向
- ④ 事業者の区分ごとのPPP・Eセッション数及びインターネットトラフィックの動向

（留意事項）

2の報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上